

## 上板町自主防災組織活動助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民の防災力の向上を図るため、自主防災組織が活動することに対し予算の範囲内において自主防災組織活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより自主防災組織を育成し、その活動を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全を図るため地域防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に行政区又は地区住民で組織された団体をいう。

### (助成金の額及び交付回数)

第3条 助成金の額及び交付回数は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、同項ただし書の上限額を超えることができる。

### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする自主防災会の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織活動助成金交付申請書（様式第1号）を町長に申請しなければならない。

### (交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

### (交付の決定の取消)

第6条 町長は、前条による助成金の交付決定後、当該申請者において偽りその他不正の手段により助成金の申請をしたことが明らかになった場合は、自主防災組織活動助成金交付決定取り消し通知書（様式第3号）により当該申請者に交付決定を取り消す旨を通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 第5条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、速やかに自主防災組織活動完了実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業の実施状況が分かる写真
- (2) 参加世帯を明らかにする名簿等

### (額の確定等)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を確認のう

え、速やかに助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金交付確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（請求等）

第9条 前条に規定する額の確定の通知を受けた交付決定者が助成金の交付を受けようとするときは、自主防災組織活動助成金請求書（様式第6号）を町長に提出し、その請求をしなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた場合には、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条 町長は、申請者において偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された助成金の全額又は一部を自主防災組織活動助成金返還命令通知書（様式第7号）により、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 助成対象事業 | 参加世帯数    | 助 成 額                  | 交 付 回 数     |
|--------|----------|------------------------|-------------|
| ① 防災訓練 | 10 世帯以下  | 5,000 円+参加世帯数×1,000 円  | 1 年度につき 1 回 |
|        | 11～30 世帯 | 10,000 円+参加世帯数×1,000 円 |             |
|        | 31～50 世帯 | 15,000 円+参加世帯数×1,000 円 |             |
| ② 防災研修 | 51～60 世帯 | 20,000 円+参加世帯数×1,000 円 |             |
|        | 61 世帯以上  | 25,000 円+参加世帯数×1,000 円 |             |